

個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の管理)

第1条 受注者は、この契約を履行するために発注者から提供された個人情報について、紛失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、発注者から提供された個人情報を、第三者に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。

3 受注者は、発注者から提供された個人情報を、この契約以外の目的で複製してはならない。また、契約期間終了時には、複製した当該個人情報の消去を行い、発注者から提供された個人情報が記録された媒体のすべてを返却しなければならない。

4 受注者は、発注者から提供された個人情報が外部に漏えいするおそれがある場合は、速やかに発注者へ報告しなければならない。

5 受注者は、発注者から提供された個人情報について、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその取扱を伴う業務を再委託してはならない。

6 受注者は、発注者から提供された個人情報について、受注者又は再委託先の責に帰すべき事由により漏えい、紛失、き損その他の事案が発生した場合、受注者はこれにより発注者又は第三者に生じた一切の損害について賠償の責を負わなければならない。

(発注者の契約解除)

第2条 発注者は、受注者が前条の規定に違反したときは、この契約を解除することができる。